

「緊急事態宣言」発令による対応について

政府より1月13日、大阪府、京都府、兵庫県の3府県にも「緊急事態宣言」が発令されました。関西連盟としましては、**宣言が発令されていない地域も含め、全チームの皆様**に下記対応をお願いいたします。

■ 宣言期間中（1/14～2/7 まで）のチーム運営

昨年に日本協会および関西連盟から出されている感染拡大防止ガイドラインを順守し、チーム活動を行ってください。ただし、下記に心当たりのある場合は、必ず**チーム事務局長 → 支部長・ブロック長 → 関西連盟**へ報告をお願いします。

- ① **選手、チーム関係者、同居家族に新型コロナ感染の自覚症状が出た場合**
まずは、身近な家族・同居者に移さないよう別紙厚労省（家庭内でご注意いただきたいこと）を参考に行動することを心がけ、かかりつけの医者か保健所へ電話相談して指示に従う。

- ② **選手、チーム関係者、同居家族に濃厚接触の疑いがある場合**
該当者は、陰性が確認され、保健所からの外出許可が出るまで、チーム活動への参加を自粛させる。ただし、チーム活動は継続しても良い。
 - ・チーム内では、基本的な感染対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど）を徹底する。
 - ・チームは、濃厚接触者への誹謗・中傷が出ない様配慮する。

- ③ **選手、チーム関係者、同居家族に陽性者が出た場合**
陽性者は、まず保健所の指示に従う。
陽性者が選手、チーム関係者の場合
チーム活動は保健所の指示に従う。ただし、指導者、選手に複数の感染者が出た場合には、2週間チーム活動を中止する。
 - ・チームは、濃厚接触者への誹謗・中傷が出ない様配慮する。**同居家族に陽性者が出た場合**
保健所から選手、チーム関係者に濃厚接触者になるとの連絡があった場合は、上記②の対応を取る。

■ ローカル大会および対外試合、練習試合について

「緊急事態宣言」発令期間中は中止する。

※上記に併せて、「緊急事態宣言」の内容に沿った行動をお願いします。